

# 議会運営委員会次第

平成29年7月3日  
午前11時30分～  
於 議会運営委員会室

## 1 挨拶

## 2 各常任委員会の概要報告

## 3 意見書調整会議結果の概要報告（資料1）

## 4 協議事項

### （1）本日の本会議の運営について

- ① 開議宣告（午後 時 分）
- ② 時間延長（午後 時 分）
- ③ 議事日程の追加について
  - ・追加議案（議員提案）の上程及び同採決
  - ・意見書決議
  - ・議長の辞職及び同選挙
  - ・副議長の辞職及び同選挙
  - ・常任委員会、議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員の辞職及び同選任
  - ・議会運営委員会の閉会中審査事件の上程と同採決
  - ・特別委員会の設置並びに特別委員会の委員長、副委員長及び委員の選任
  - ・追加議案（知事提案）の上程及び同採決
  - ・議員派遣の件

### ④ 現金出納検査の結果報告

- ⑤ 平成29年度議案、議第47号から議第57号、報第1号から報第20号、平成28年度議案、報第31号及び報第32号、並びに請願第5号及び請願第6号を一括議題

### ⑥ 常任委員長報告

(ア) 総務警察委員長報告	25番	奥山 博	康	議員
(イ) 厚生委員長報告	16番	奥西川尾	均	議員
(ウ) 経済労働委員長報告	19番	松尾	勇臣	議員
(エ) 建設委員長報告	28番	乾浩	之	議員

(才) 文教くらし委員長報告 30番 宮本次郎 議員

以上の委員長報告・・・・・登壇

⑦ 委員長報告に対する質疑を省略

⑧ 討論

・平成29年度議案、議第53号について討論

18番 清水勉 議員(登壇)

・請願第6号について討論

7番 中川崇 議員(登壇)

⑨ 採決

・平成29年度議案、議第53号について、経済労働委員長報告及び建設委員長報告どおりに決することについて採決 (起立採決)

・平成29年度議案、議第55号について、建設委員長報告どおりに決することについて採決 (起立採決)

・請願第5号について、文教くらし委員長報告どおりに決することについて採決 (起立採決)

・請願第6号について、厚生委員長報告どおりに決することについて採決 (起立採決)

・平成29年度議案、議第47号から議第52号、議第54号、議第56号、議第57号、報第1号から報第20号、平成28年度議案、報第31号、報第32号並びに議会閉会中の審査事件については、各常任委員長報告どおり、それぞれ決することについて採決 (簡易採決)

⑩ 追加議案(議員提案)の上程(資料2)

・平成29年度議案、議第58号「奈良県議会会議規則の一部を改正する規則」を議題とし、提案理由説明、質疑、委員会付託及び討論を省略し、原案どおり決することについて採決 (簡易採決)

⑪ 特別委員長報告

(ア) エネルギー政策推進特別委員長報告 24番 田尻匠 議員

(イ) 観光振興対策特別委員長報告 6番 松本宗弘 議員

(ウ) 少子化対策・女性の活躍促進特別委員長報告 37番 粒谷友示 議員

(エ) 病院を核としたまちづくり推進特別委員長報告 41番 山村幸穂 議員

(オ) 南部・東部地域振興対策特別委員長報告 38番 秋本登志嗣議員

以上の委員長報告・・・・・登壇

⑫ 議長から特別委員会の調査終了の宣告

⑬ 意見書案決議の動議提出及び採決 (簡易採決)

- (14) 議事審議の都合により副議長と交替（議長退場）
- (15) 議長の辞職を議題とし、辞職を許可 (簡易採決)
- (16) 議長辞職挨拶（登壇、終了後→自席へ）
- (17) 議長選挙
- (18) 新議長就任挨拶（登壇、終了後→議長席へ、副議長退場）
- (19) 副議長の辞職を議題とし、辞職を許可 (簡易採決)
- (20) 副議長辞職挨拶（登壇、終了後→自席へ）
- (21) 副議長選挙
- (22) 新副議長就任挨拶（登壇、終了後→自席へ）
  
- (23) 常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員の辞職を議題とし、辞職を許可 (簡易採決)
- (24) 常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員の選任を議題とし、議長より指名推せんとすることについて採決 (簡易採決)
- (25) 常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員を別添配布名簿により指名し、採決 (簡易採決)
- (26) 議会運営委員会の閉会中審査事件（案）について採決 (簡易採決)
  
- (27) 特別委員会の設置並びに特別委員会の委員長、副委員長及び委員を議長より指名推せんの方法による選任の動議提出
  - 趣旨弁明 26番 荻田 義雄 議員（登壇）
  - 賛成 8番 佐藤 光紀 議員（自席）
  - " 42番 今井 光子 議員（自席）

観光振興対策特別委員会	8名
南部・東部地域振興対策特別委員会	9名
少子化対策・女性の活躍促進特別委員会	9名
防災・県土強靭化対策特別委員会	8名
産業基盤強化推進特別委員会	9名

次いで採決（簡易採決）

- (28) 特別委員会の委員長、副委員長及び委員を別添配布名簿により指名し、採決 (簡易採決)
- (29) 追加議案の提出報告
- (30) 追加議案上程（知事提案理由説明、質疑、委員会付託、討論省略）
  - ・平成29年度議案、議第59号（監査委員の選任について）を議題とし、採決 (簡易採決)
- (31) 議員派遣の件を議題とし、採決 (簡易採決)
- (32) 閉会

(2) 閉会行事

- ・議長挨拶（登壇）
- ・知事挨拶（登壇）

4 その他

(1) 厚生委員会での請願の審査について

(2) 平成29年9月・12月、平成30年2月・6月定例県議会日程（案）  
について  
（資料3）

(3) 陳情処理の見直しに伴う議会運営等に関する申し合せの変更について  
（資料4）

本日の欠席者 植野公安委員長（代理出席 飯降公安委員）

# 資料1

## 平成29年6月定例会「意見書案」目次

通し番号	件 名	趣旨弁明者	賛成者
意見書 第6号	奈良少年刑務所（旧奈良監獄）の整備活用に関する意見書	(日本共産党) 宮本 次郎 <30>	(民進党)猪奥 美里 <3> (創生奈良)阪口 保 <20>
意見書 第7号	ライドシェアの導入に反対し、安心・安全のタクシーを求める意見書	(創生奈良) 和田 恵治 <31>	(自民党糸)川口 延良 <5> (日本共産党)今井 光子 <42>
意見書 第8号	北朝鮮による核・ミサイル問題の解決を求める意見書	(民進党) 森山 賀文 <13>	(自由民主党)安井 宏一 <23> (日本共産党)太田 敦 <29>
意見書 第9号	「森林環境税（仮称）」の早期創設を求める意見書	(自由民主党) 田中 惠允 <11>	(公明党)大国 正博 <14> (創生奈良)山本 進章 <32>
意見書 第10号	ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書	(公明党) 山中 益敏 <4>	(自由民主党)龜田 忠彦 <1> (日本維新の会)佐藤 光紀 <8>

## 平成29年6月定例県議会議案一覧表 《参考》

議案番号	件 名
議第47号	《平成29年度議案》 奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例
議第48号	奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部を改正する条例
議第49号	奈良県税条例の一部を改正する条例
議第50号	過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
議第51号	奈良県第二浄化センタースポーツ広場条例の一部を改正する条例
議第52号	国際奈良学セミナーハウス条例を廃止する条例
議第53号	市町村負担金の徴収について
議第54号	流域下水道事業にかかる請負契約の変更について
議第55号	奈良公園施設魅力向上事業にかかる請負契約の締結について
議第56号	和解について
議第57号	地方独立行政法人奈良県立病院機構中期計画の変更の認可について
議第58号	奈良県議会議規則の一部を改正する規則
報第1号	平成28年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について 平成28年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書 平成28年度奈良県一般会計予算事故繰越し繰越計算書
報第2号	平成28年度奈良県流域下水道事業費特別会計予算繰越計算書の報告について
報第3号	平成28年度奈良県水道用水供給事業費特別会計予算繰越計算書の報告について
報第4号	一般財団法人奈良県ビジターズビューローの経営状況の報告について
報第5号	一般財団法人奈良県健康づくり財団の経営状況の報告について
報第6号	公益財団法人奈良県人権センターの経営状況の報告について
報第7号	公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センターの経営状況の報告について
報第8号	公益財団法人奈良県地域産業振興センターの経営状況の報告について
報第9号	奈良市場冷蔵株式会社の経営状況の報告について
報第10号	公益財団法人奈良県食肉公社の経営状況の報告について
報第11号	公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターの経営状況の報告について
報第12号	公益財団法人奈良県林業基金の経営状況の報告について
報第13号	奈良県土地開発公社の経営状況の報告について
報第14号	奈良県道路公社の経営状況の報告について
報第15号	奈良生駒高速鉄道株式会社の経営状況の報告について
報第16号	公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターの経営状況の報告について
報第17号	なら歯と口腔の健康づくり計画に基づく施策の実施状況の報告について
報第18号	奈良県公共交通基本計画に基づく施策の実施状況の報告について
報第19号	地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告について 奈良県税条例の一部を改正する条例 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例 損害賠償額の決定について
報第20号	地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について 奈良県個人情報保護条例及び奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例 県営住宅賃貸の滞納者等に対する住宅明渡等請求申立てに関する訴訟事件について 自動車事故にかかる損害賠償額の決定について
報第31号	《平成28年度議案》 地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告について 平成28年度奈良県一般会計補正予算（第6号） 損害賠償額の決定について
報第32号	地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について 自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

請願第5号	県立高等学校への空調設備設置に関する請願書
請願第6号	県立医科大学附属病院に緩和ケア病床の設置を求める請願書

# 資料 2

議第五八号

奈良県議会会議規則の一部を改正する規則

右、議案を別添のとおり提出します。

平成二十九年七月三日

奈良県議会議員 川田 裕

同 大国 正博

同 亀田 忠彦

同 池田 慎久

同 乾 浩之

同 井岡 正徳

同 岩田 国夫

同 宮 本次郎

同 阪 口 保

同 猪 奥 美 里

同 川 口 延 良

奈良県議会議長殿

議議第五八号

奈良県議会会議規則の一部を改正する規則

奈良県議会会議規則（昭和三十一年十二月奈良県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項ただし書中「簡易な事項については」を「発言が簡単な場合その他特に議長が許可したときは」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

登壇することが困難な場合等において、特に議長の許可を受け、議席で発言することができる」ととするため、所要の改正をしようとするものである。

奈良県議会会議規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
(発言の許可等)	(発言の許可等)
第四十二条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、発言が簡単な場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる。	第四十二条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 略

2 略

# 資料 3

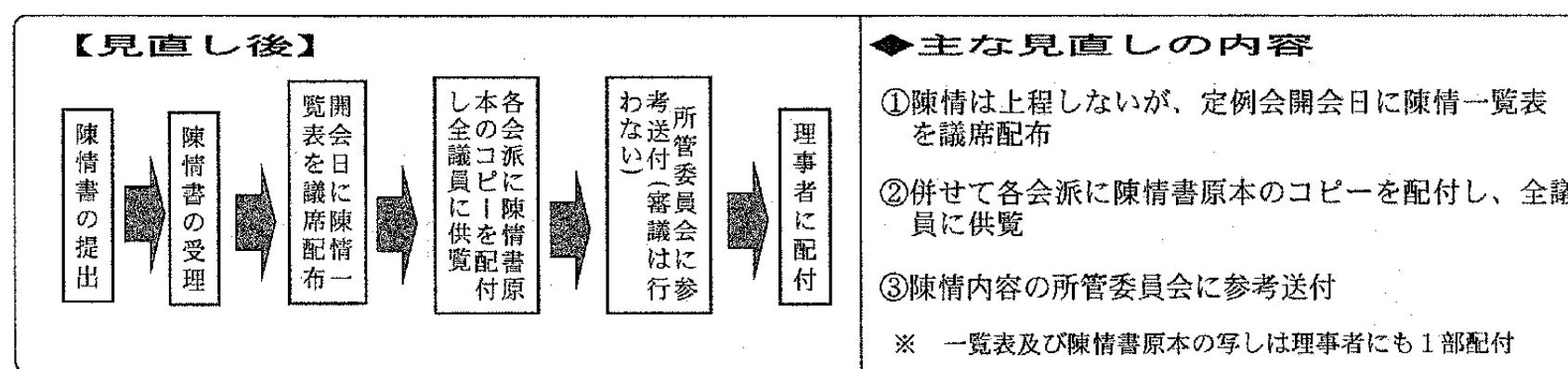
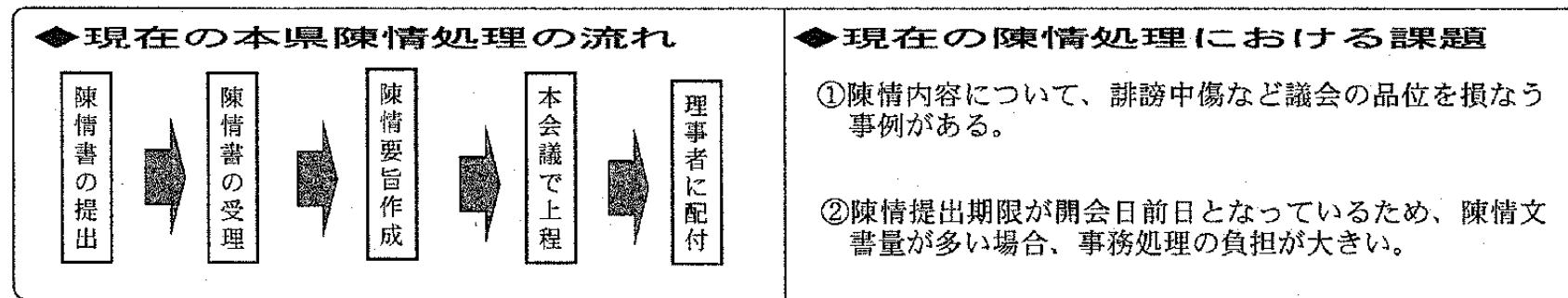
## 平成29年9月・12月・平成30年2月・6月定例県議会日程について(案)

定期会名	平成29年9月定例県議会	平成29年12月定例県議会	平成30年2月定例県議会	平成30年6月定例県議会																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
会期	平成29年 9月13日(水) ～ 10月20日(金)の38日間	平成29年12月1日(金) ～ 12月15日(金)の15日間	平成30年 2月23日(金) ～ 3月23日(金)の29日間	平成30年 6月18日(月) ～ 7月 3日(火)の16日間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
議案説明会	(事前) 9月 8日(金)		(事前) 2月 20日(火) (会期中) 2月 28日(水)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
特別委員会	(事前) 9月11日(月)～12日(火)	(事前) 11月28日(火)～11月30日(木)	(事前) 2月21日(水)～2月22日(木) (会期中) 3月1日(木)～6日(火)	(事前) 6月13日(水)～15日(金)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
代表・一般質問日	(会期中) 9月19日(火)～22日(金)	(会期中) 12月6日(水)～11日(月)	(会期中) 3月1日(木)～7日(水)	(会期中) 6月22日(金)～27日(水)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
常任委員会	(会期中) 9月25日(月)～26日(火)	(会期中) 12月12日(火)～13日(水)	(会期中) 3月8日(木)～9日(金)	(会期中) 6月28日(木)～29日(金)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
予算委員会	(会期中) 9月27日(水)～29日(金)		(会期中) 3月12日(月)～19日(月)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
予算等議決日(本会議)	(会期中) 10月4日(水)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
決算委員会	(会期中) 10月11日(水)～17日(火)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
開催状況	28年 27年 26年 25年	9月16日(金)～10月 7日(金) 22日間 9月17日(木)～10月 9日(金) 23日間 9月16日(火)～10月 6日(月) 21日間 9月17日(火)～10月 7日(月) 21日間	12月 2日(金)～12月16日(金) 15日間 12月 1日(火)～12月14日(月) 14日間 12月 1日(月)～12月12日(金) 12日間 12月 2日(月)～12月13日(金) 12日間	H29. 2月27日(月)～3月24日(金) 26日間 H28. 2月29日(月)～3月25日(金) 26日間 H27. 2月23日(月)～3月18日(水) 24日間 H26. 2月26日(水)～3月25日(火) 28日間	H29. 6月16日(金)～7月 3日(月) 18日間 H28. 6月 8日(水)～6月21日(火) 14日間 H27. 6月22日(月)～7月 3日(金) 12日間 H26. 6月23日(月)～7月 4日(金) 12日間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
七曜日	<table border="1"> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td></tr> <tr><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr> <tr><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td></tr> <tr><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td></tr> <tr><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td></tr> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td></tr> <tr><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td></tr> <tr><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr> <tr><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	日	月	火	水	木	金	土						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					<table border="1"> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td></tr> <tr><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td></tr> <tr><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td></tr> <tr><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr> <tr><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td></tr> <tr><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td></tr> <tr><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	日	月	火	水	木	金	土					1	2	3	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				<table border="1"> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr> <tr><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td></tr> <tr><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td></tr> <tr><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td></tr> <tr><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td></tr> <tr><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td></tr> <tr><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td></td><td></td></tr> </table>	日	月	火	水	木	金	土					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30						1	2	3	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			<table border="1"> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td></tr> <tr><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr> <tr><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td></tr> <tr><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td></tr> <tr><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr> <tr><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td></tr> <tr><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td></tr> <tr><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td></td></tr> </table>	日	月	火	水	木	金	土						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
					1	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
3	4	5	6	7	8	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
10	11	12	13	14	15	16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
17	18	19	20	21	22	23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
24	25	26	27	28	29	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
8	9	10	11	12	13	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
15	16	17	18	19	20	21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
22	23	24	25	26	27	28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
29	30	31																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
				1	2	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
5	6	7	8	9	10	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
12	13	14	15	16	17	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
19	20	21	22	23	24	25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
26	27	28	29	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
				1	2	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
4	5	6	7	8	9	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
11	12	13	14	15	16	17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
18	19	20	21	22	23	24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
25	26	27	28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
				1	2	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
4	5	6	7	8	9	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
11	12	13	14	15	16	17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
18	19	20	21	22	23	24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
25	26	27	28	29	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
				1	2	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
5	6	7	8	9	10	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
12	13	14	15	16	17	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
19	20	21	22	23	24	25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
26	27	28	29	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
					1	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
3	4	5	6	7	8	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
10	11	12	13	14	15	16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
17	18	19	20	21	22	23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
24	25	26	27	28	29	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
				1	2	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
4	5	6	7	8	9	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
11	12	13	14	15	16	17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
18	19	20	21	22	23	24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
25	26	27	28	29	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

☆会期の決定は、それぞれの定期会の1か月前の議会運営委員会でされますのでご注意ください。

# 資料4-1

## 6月28日の各派連絡会において合意された陳情処理見直し内容



議会運営等に関する申し合せ(昭和58年6月1日議会運営委員会決定)の変更に係る新旧対照表

現 行	変 更 後
<p>六 請願、陳情</p> <p>1 提出部数 請願書、陳情書の様式は、第三号様式によることとし、提出部数は、一部とする。なお、点字による請願書、陳情書等の提出については、訳文を添付することとする。ただし、訳文がない場合は、事務局において訳文を作成することとする。</p> <p>2 請願の紹介議員 委員会の正副委員長は、自己の委員会にかかる請願の紹介議員に加わらないよう留意すること。</p> <p>3 請願、陳情の取り扱いについて (1) 請願、陳情の取り扱いについては、原則として定例会開会日の前日までに提出のあったものを上程し、その後に提出したものについては、次の定例会に上程する。</p> <p>(2) 請願、陳情、要望等の本文及び7により作成した要旨について、議員は、議員活動に活用するものに限り、提出又は作成された以降に、その写を議長に請求できるものとする。ただし、当該等の取り扱いについては、提出者の意団が損なわれるところがなく、かつ、委員会の審査に支障をきたすことのないよう努めなければならない。</p> <p>4 紹介議員は、その内容が二以上の委員会の所管に属するものにあっては、請願者と協議のうえ請願書を委員会の所管ごとに分割して提出するよう留意すること。</p> <p>5 請願、陳情の内容が二以上の委員会にわたるものについては、関係正副委員長が付託を受ける委員会を協議のうえ決定し、その判断が困難なときは、議長が議会運営委員会に諮って決定する。これにより、付託を受けた委員会は、関係委員会と協議して必要と認めたときは、連合して審査を行うことができる。</p> <p>6 審査 (1) 請願は、すべて常任委員会または議会運営委員会に付託する。 (2) 請願については、委員会は十分な審議をつくした上で可及的速やかに結論を出すよう努めること。 (3) 請願、陳情者より趣旨説明の申し出があるときは、委員長は委員会に諮って許可することとし、趣旨説明が終わったときは直ちに退場させるものとする。</p> <p>7 要旨の作成 (1) 請願を本会議に上程の際は、その要旨を事務局において作成し、各議席に配布することにより、請願文書表に替えるものとする。 <u>なお、陳情についても、その要旨を作成し、各議席に配布する。</u></p> <p>(2) 請願、陳情以外の要望等については、各派連絡会にその写を配布する。</p> <p>8 事後処理 採択した請願及び本会議に上程した陳情は、執行機関に送付し、請願者に対しては、その結果を第四号様式により通知する。 なお、不採択とされた請願についても、その結果を請願者に通知する。</p> <p>9 処理経過と結果の報告 執行機関へ送付した請願については、次期定例会までの間に、その処理状況と結果についての報告を第五号様式により求めるものとし、その処理状況と結果については、委員会において各委員にその写を配布する。</p> <p>10 請願等の取り下げについて 請願の取り下げについては、紹介議員を通じて請願者から、第六号様式により、請願取り下げ願を提出させること。 この場合において、請願者複数のときは、請願者の総意である旨を付記させること。 陳情についても、請願の取り扱いに準じて処理すること。</p>	<p>六 請願、陳情</p> <p>1 提出部数 請願書、陳情書の様式は、それぞれ第三号様式、第三号様式の2によることとし、提出部数は、一部とする。なお、点字による請願書、陳情書等の提出については、訳文を添付することとする。ただし、訳文がない場合は、事務局において訳文を作成することとする。</p> <p>2 請願の紹介議員 委員会の正副委員長は、自己の委員会にかかる請願の紹介議員に加わらないよう留意すること。</p> <p>3 請願、陳情の取り扱いについて (1) 請願は、原則として定例会開会日の前日までに提出のあったものを上程し、その後に提出したものについては、次の定例会に上程する。 陳情は、原則として定例会開会日の前日までに提出のあったものについて、陳情一覧表（件名、受理日、陳情者の住所、氏名を記載）を作成し、議席に配付する。 (2) 請願、要望等の本文及び7により作成した要旨について、議員は、議員活動に活用するものに限り、提出又は作成された以降に、その写を議長に請求できるものとする。ただし、当該等の取り扱いについては、提出者の意団が損なわれることがなく、かつ、委員会の審査に支障をきたすことのないよう努めなければならない。</p> <p>4 紹介議員は、その内容が二以上の委員会の所管に属するものにあっては、請願者と協議のうえ請願書を委員会の所管ごとに分割して提出するよう留意すること。</p> <p>5 請願の内容が二以上の委員会にわたるものについては、関係正副委員長が付託を受ける委員会を協議のうえ決定し、その判断が困難なときは、議長が議会運営委員会に諮って決定する。なお、7(2)による所管委員会への配付については、請願の取り扱いに準じて処理する。 これにより、付託を受けた委員会は、関係委員会と協議して必要と認めたときは、連合して審査を行うことができる。</p> <p>6 審査 (1) 請願は、すべて常任委員会または議会運営委員会に付託する。 (2) 請願については、委員会は十分な審議をつくした上で可及的速やかに結論を出すよう努めること。 (3) 請願者より趣旨説明の申し出があるときは、委員長は委員会に諮って許可することとし、趣旨説明が終わったときは直ちに退場させるものとする。</p> <p>7 要旨の作成等 (1) 請願を本会議に上程の際は、その要旨を事務局において作成し、各議席に配付することにより、請願文書表に替えるものとする。 (2) 陳情については、各会派控室に陳情原本の写を配付するとともに、所管委員会に送付する。 (3) 請願、陳情以外の要望等については、各派連絡会にその写を配付する。</p> <p>8 事後処理 採択した請願及び本会議に上程した陳情は、執行機関に送付し、請願者に対しては、その結果を第四号様式により通知する。 なお、不採択とされた請願についても、その結果を請願者に通知する。</p> <p>9 処理経過と結果の報告 執行機関へ送付した請願については、次期定例会までの間に、その処理状況と結果についての報告を第五号様式により求めるものとし、その処理状況と結果については、委員会において各委員にその写を配付する。</p> <p>10 請願等の取り下げについて 請願の取り下げについては、紹介議員を通じて請願者から、第六号様式により、請願取り下げ願を提出させること。 この場合において、請願者複数のときは、請願者の総意である旨を付記させること。 陳情についても、請願の取り扱いに準じて処理すること。</p>